

## 令和5年度第3回岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会議事録

日 時：令和5年10月17日（火） 13:30～15:20

場 所：岡崎市福祉会館2階201号室

出席委員：牛田会長、高村委員、大堀委員、永井委員、鷲山委員、牧野委員、平岩委員、阿部委員、原田委員、澤田委員、伊藤委員、清水委員、山内委員、村井委員、柴田委員（オンライン参加）

欠席委員：なし

事務局：阿部田福祉部長、中根長寿課長、野々山介護保険課長、齊藤ふくし相談課長、藤谷長寿課副課長、神尾介護保険課副課長、寺西ふくし相談課副課長、鈴木長寿課主幹、市川施策係長、山本予防係長、勝田地域支援係長、丹羽施策係主事、棚岡保険料係長、渡邊事業所指定係長、水口給付係長、山口審査係長、深谷指導監査係長、計画策定業務受託事業者

傍聴者：2名

次 第：

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事
  - (1) 第9期計画の骨子案（第3章・第4章）について（資料1）
  - (2) 介護給付費・介護予防給付費の推計について（資料2）
  - (3) 地域支援事業費の推計について（資料3）
  - (4) 施設整備計画について（資料4）
  - (5) 介護保険料の所得段階設定について（資料5）
- 5 今後の会議予定

令和5年度第4回岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

日時：令和5年11月1日（水） 13:30～15:30

場所：岡崎市役所西庁舎701会議室

- 6 閉会

議事要録：

会議の成立について報告【15名中15名参加（うち1名がオンライン参加）】

- (1) 第9期計画の骨子案（第3章・第4章）について【長寿課副課長より資料1に基づき説明】

【主な意見・質疑応答】

伊藤委員：第8期と第9期について、基本理念は引継ぎ、在宅生活の支援などカテゴリ分けが変わったと思います。非常に様々な部分で、人材確保や担い手の確保がテーマになっていると思います。その中で介護予防における社会参加、高齢者の活用がうたわれていると認識していますが、やはり介護人材の不足やそういう人を支える少子高齢化の中での世代を超えた担い手の育成・確保、若い世代からそういう部分に触れる中で介護人材を増やしていくといった視点で見た場合に、第8期と第9期での変化や表現の余地があるかどうかお聞かせください。

事務局：介護人材の確保についてですが、46ページで主な取組を書いております。ここで書かれているものについては、第8期でも取り組んできたところが大半です。第9期においてはこれまでの反省を踏まえつつ、第8期の計画を第9期で強化していこうということで考えています。特に世代を超えてという点で御質問いただきましたが、例えば4番の介護に関する入門的研修の実施では、総合事業の生活支援型サービスのすそ野を広げていくということで、研修回数を増やししながら若年層も対象にしつつ間口を広げていく方向で考えています。またここには記載がないですが、教育機関と連携を図りながら学生を対象に出前講座の推進といったところも考えているところです。具体的な取組案ということで計画に上げるまでの段階ではありませんが、方向としてはそのように考えています。

伊藤委員：介護サービスの拡充に合わせた形で、担うべき職員の確保が厳しい中でいろいろ岡崎市も対応していますし、今おっしゃった施策については我々もPRしていかなければと認識しています。もう1点、資料1の第8期の評価と課題の中で、介護予防の推進の評価と課題で、通いの場に通うことが困難な高齢者に向けたサービス拡充を図っていくとうたわれています。コロナ禍で外出がままならなかった方々が、ごまんぞく体操に出向かれる、団体数も増えていると認識していますが、そのなかでも外に出る、交通の便で不自由している人がいると思います。その部分で第9期では具体的に施策として反映していくことを検討していくという理解でいいでしょうか。

事務局：特に計画の中ではうたっていませんが、課題としてとらえています。ごまんぞく体操については、令和9年度までに400団体という目標がありますが、歩いて行ける通いの場として全地域での展開が難しいですので、介護予防事業の総合事業として展開を考えています。予算の問題もありますので具体的になればお示ししたいと思います。通いの場に通えない高齢者を結び付けられるよう考えているところです。

牛田会長：二つ目の質問について、予算の関係など具体的に見えてくる中で委員の皆様にお示しいただけるとありがたいと思います。

牧野委員：民生委員をしています。2ページの生きがいくくりと社会参加の推進で、敬老祝い金の支給は実績が見込みを上回って推移しているという文言が

あります。それを踏まえて31ページの5では、今後継続はしていくが、対象者の増加と現役世代の減少が見込まれることから、対象年齢や贈呈内容の検討を加えながら実施するとなっています。民生委員が満87歳の祝い金を配付し、99歳以上は市で対応するということですが、近隣市町村でもだんだん廃止の方向です。もともとは市の祝い金、品物、県も品物や祝い金があるという形で充実してきましたが、県が手を引き市だけになっている現状です。以前はもう一つ手前の年齢もありましたが、今は満87歳と99歳以上の方になっています。99歳以上に関しては、99歳以降ずっと毎年支給されています。長寿社会になっていますのでこうした出費がどんどんかさんでいくということは毎年気になっています。こういうものも、もっと違う形でのやり方、もらえることについては対象者は喜ばれるでしょうが、違う形のやり方もあっていいのかなと感じます。かなりの経費がかかっていることだと思います。早い段階での見直しをかけていく必要があるのではないかと毎年感じているところですので、早目の御検討をいただければと思います。

事務局：牧野委員に説明いただいたとおり敬老祝い金ということで87歳の方に1万円と99歳以上の方に祝い金を過去から実施しており、岡崎市の条例に基づいて、岡崎市として実施しています。今御指摘のとおり対象者が年々増えてきて財政的に大きなものになっている状況です。条例に基づいて実施しているものですので、見直すにしても広く周知しながら丁寧に進めなければならぬものです。当面は継続になると思いますが、見直しの必要性があるということは認識しており、随時検討していきたいと思っています。

牛田会長：短期的な話だけでなく将来的な推計を見ても中長期的な検討が必要という御意見ですので、ぜひ御検討いただければと思います。

原田委員：今の意見で、私は100歳以上の高齢者を抱えている状況です。介護は大変なことですが行政から1万円いただくと介護の御褒美として受け止めて介護しています。在宅で介護をしていると、在宅ならずと先が見えないですが家族のための御褒美という感じで市も考えていただいて、そういうこともありかなと感じています。

牛田会長：行政の方でも検討にあたってどういう対象、条件、どのような祝い金の支給の仕方をしていけるかは様々な観点からの検討が必要だと思います。一律に決めることではないものだからこそ、当面は継続という説明もあつたと思います。丁寧な検討とそのプロセスを委員も知ることができれば、こういうことで形を変えていく、継続するということが見えると思いますので、お願いします。私から1点ですが、第4章について説明をいただきました。その中で例えば19ページを御覧いただくと、ケアマネタイムとは、という記載があります。ケアマネタイムだからこそケアマネジャーが、という表現をされていると思います。一方で、18ページで多職種とは、の所

では介護支援専門員という表記になっています。わかる人には同じものだと理解できますが、混在すると括弧をつけるなどしながら同じものを指しているということがわかるように、再度御検討いただくといいと思います。内容に関することではないですが、資料をまた検討いただければと思います。それでは次の議題に移ります。議題2と3はいずれも費用の推計に関するもので相互に関連しますので、併せて説明をお願いします。

(2) 介護給付費・介護予防給付費の推計について【介護保険課給付係長より資料2に基づき説明】

(3) 地域支援事業費の推計について【長寿課副課長より資料3に基づき説明】

#### 【主な意見・質疑応答】

伊藤委員：推計の部分で介護給付費の算定について質問したいと思います。感染症の影響がひと段落する中で、今後利用者数が増加の見込みがあるという説明でした。その中で施設整備の中の資料にもあると思いますが、建物はあってもサービスが動いていないという部分が、今後の推計の中でも、全体は伸びていきますが、第8期までの状況では予定どおりでその中で収まっているのかどうか、利用控えもあって収まったのか、在宅系と施設サービスについて教えていただければと思います。

事務局：感染症での利用控えも我々の憶測でしかないところですが、昨年の報酬改定以降、国から示された改定率、プラス1.13%が示された中で、給付費全体の底上げとして全体の給付費が増えてくると考えましたが、その効果が目に見えて伸びている印象があまりなく、感染症の影響が続いていると考えていました。ただ今年に入って毎月の給付実績を見ると、特に訪問看護、訪問リハビリで、医療ニーズが高まっていることもありますが、実績が伸びてきていることから、感染症への向き合い方、事業所が感染予防などを徹底しているところもありますし、やり方や事業所努力もされている結果かと思います。ですので、感染症による利用控えもあったと思いますし、給付実績の推移からも感染症の影響がなくなっている、本来の形に戻りつつあると考えています。

牛田会長：ぜひ先々しっかり考える必要があると思ったのが、伊藤委員は資料1のところでも人材をどのように確保していくか、どう育てていくかという部分の重要性、必要性をおっしゃっていたと思います。ですので、サービスという部分でどのように対応していくかを考えたときに、人がいなければ施設があっても決められた基準で運営ができないので閉じていくとか、サービスがうまく回らないということについても心配されている御意見とお聞きしています。先ほどのお話しでも、人材確保について少しでも足せるものがあればというお話もありましたので、人材確保についてこういう形

を考えている、具体的には難しくても方向性として目指すところについて御意見をいただいたと思います。

永井委員：資料3で介護予防・日常生活支援総合事業は介護保険に関する事業で、任意事業は介護保険を外れてもできる事業ということでしょうか。

事務局：介護保険事業の中の地域支援事業の中の任意事業となります。

永井委員：介護保険を使うという意味合いではないということですか。

事務局：認定を受けていない人でも利用できる事業です。

永井委員：おむつの配布をなくして他の制度で問題なく移行できるということでしょうか。

事務局：予算の段階で検討している状況で、今までどおりおむつ券を受けていた人には給付したいと考えています。

永井委員：介護認定を受けていなければ受けられないけれど困っているという状況がないだろうかと思像するのですが、例えば生活介護、ゴミ出しなど、すぐにゴミ屋敷になってしまう、認定は受けていなくても自分では出せない、そういうことが必要だと思いますが、直接的に支援できるサービスを考えてもよいと思います。

事務局：今お話のあった介護サービスではないけれど困りごとはあります。そういうことは総合事業でもありますが、制度やサービスを使うのではなく、地域包括ケアシステム、地域共生社会という話がある中で、地域のつながりの中でやっていこうということで、資料3の中では下の方の生活支援体制整備事業があります。ここでは生活支援コーディネーターが地域包括支援センターに配置されており、地域の支え合いについての場として協議体があります。包括支援センターの案内で地域の話し合いをしましょうというものがあると思いますが、それが協議体で、どこのおじいさんがゴミ出しに困っているとか、当番でやるかとか、さわやか収集を利用しようかとか、介護事業としてやるサービスだけでなく、地域で支える体制をつくるのが生活支援体制整備事業であり、そういうものも介護保険の制度の中で地域の支え合いをやっていこうということがあります。

永井委員：ただ、地域で支えるといっても、人手不足の上に高齢社会ですので、出来ることもあればできないこともあると思いますので、制度に落とし込めるようなものがあつた方がと思います。地域で頑張っただけというのはきれいに聞こえますが、実際にできるか、民生委員もマンパワー不足だろうし、地域でも担い手がなくなる、老人会も入りたくない傾向が強い中で、確かにそうした方がよくてもやれるだけの余力が周りになくなっているのではという感想です。

事務局：その意味で介護保険の制度では予防給付も介護給付も、ヘルパーという制度がありますし、インフォーマルなサービスとしてはごみ出しではさわやか収集があります。そういう既存の制度に乗れるものであれば利用してい

ただければいいです。御指摘のとおり地域で支えるというのは格好いいですが、どの地域も若い人がいない、同じ人がいつもやっているといったことがあり、地域によって違いはありますが何ができるか、仕組みとして必要なら総合事業の中でもやっていく仕組みがありますので、地域で協議体等を通じて考えていきたいと思えます。

平岩委員：今の話の中で地域の大切さは痛いほどわかるのですが、総代会の代表として申し上げると、こういうサービスがあるという具体的にあるものはできるだけ周知徹底していただく、民生委員だけでなくいろんな形で説明していただければ、みんなが選択できる範囲が広がると思えます。できるだけ町内の、地域のということをお大事にしたいのですが、必要以上に期待をかけられても困ってしまいます。自治体にこういう制度があるというのはここで勉強させていただくとわかりますが、困っている皆さんに周知をお願いしたいと思えます。

事務局：第9期の計画に先駆けて令和4年度に介護保険実態調査を実施しました。その中で地域包括支援センターの認知度が下がっています。高齢者の中でも半分くらいの人しか認知していないという結果が出ており、平岩委員の御指摘のとおり、制度の周知も含めて地域包括支援センターの周知を図る必要があると考えているところです。

牛田会長：地域の実態の部分で貴重な御意見をいただいたと思えます。今までの内容について整理をして進みたいと思えます。介護給付という部分がありました。資料2です。そちらに介護給付と最初にあるものが要介護状態になった人のことです。次に予防給付について裏面にあります。こちらが要支援の人のことです。両面で要介護の人か要支援の人かでの資料になっています。続いて資料3については、地域支援事業について説明がありました。委員の皆様から御意見をいただいているのは、地域で支え合うのはわかるが、その大変さや現状、いいものがあるならその仕組みを周知徹底してほしいという御意見をいただいています。御返答いただいた中では、コーディネーターと言われる方、また認知症サポーターという方について、どのようにより良い方向に行くのかということ、例えばゴミ出しのケースがあつてどのように支え合つていくと解決しやすいのか、困つた状況をどう把握して手立てをしていくかを考える機会になつたと思えます。もう1点確認したいのですが、数値のところでは家族介護支援事業でおむつ券の話があり数字が変わっているということでしたが、もう一つ介護給付費等費用適正化事業の2023年度と2024年度以降でも数字が大きく変わりますので、それについても御説明をお願いしたいと思えます。

事務局：説明が漏れており申し訳ありません。御指摘のあつた介護給付費等適正化事業の金額が令和6年度からゼロということですが、こちらについては議題1の45ページに適正化3事業として掲載しています。もともと5事業あ

ったうちの3事業に絞り込むというのが今回国から示された方向性になりますが、適正化事業で例年200万前後の予算を投じてきましたが、これは給付費通知を利用者に発送し、介護サービスの理解と不正がないか、間違ったことがないかを確認いただく事業としてこれまで進めてきました。ただ、印刷製本費や人件費、例年200万円という金額が動く中で費用対効果が見えづらいということがあり、国においても主要5事業から外すという考えが示されたことから、岡崎市においてもこの事業を廃止してもよいのではという結論に至っているところです。

牛田会長：それでは、貴重な御意見をいただきましたので、また御検討いただきながら進めていければと思います。

#### (4) 施設整備計画について【介護保険課事業所指定係長より資料4に基づき説明】

##### 【主な意見・質疑応答】

柴田委員：ショートステイの施設や緊急対応の施設として整備を進めるという話がありました。市民としてその二つはとても大切だと感じています。私の周りでも基本は家族で見たいがどうしてもという時はショートステイに預けたい、緊急で施設に預けたい、長期ではなくても、という声を周りで聞きます。市民としていざという時に対応していただける施設があるというのは心強いものがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

牛田会長：ショートステイの重要性、必要性について御意見をいただきました。いかにしてショートステイについて今後予測される課題に対してどのように検討を進めるか、もう一度説明をお願いします。

事務局：ショートステイについては現在稼働率75%で、お盆やゴールデンウィークなどの繁忙期を除くと、特に受け入れ困難な状況があるわけではありません。特養への転換で26床減となりますので、市として管理できるショートステイとしては特養への併設をお願いするくらいですが、民間でショートステイの整備をお願いできるのであれば話を聞きながら事業を進めてきたいと思っています。

柴田委員：ぜひ今後とも市からの働きかけもいただいてより住みやすい岡崎市にしていただければと思います。

牛田会長：ポイントになってくるのは繁忙期だと思います。繁忙期の状況で特に急を要する状況が生じた場合に、受け入れ先に困ったときにどうするかといったことが仕組みとして想定することができれば、常時75%の稼働率ですので、仕組みで変えていくというのは説明いただいたところで有効活用していくということだと思います。困った人が使いたいときに使えない状況にならないよう市民からの声として御意見をいただきました。

大堀委員：理解不足かもしれませんが、2ページの第9期計画で地域密着型介護老人福祉施設を1施設作るということでしょうか。作りたいということでしょうか。その下も令和7年、8年で作りたいということでしょうか。

事務局：介護老人福祉施設については今の大型の特養に併設しているショートステイを転換するものです。地域密着型介護老人福祉施設については、29床の施設を整備するものです。

大堀委員：それは今ないけれどつくるということですね。実際に作るには、働く人が必要になります。しかし現状は各施設が稼働できていません。人が足りなくて。だったらその費用をそちらに向けて、稼働率を高めた方が、箱モノを作って、作ったけれど人口がこの先変わって、また無駄が増える。それよりは75%稼働率のショートステイというの、人が足りなくて75%しか稼働できていないのかもしれない。そういうことは調べているでしょうか。本当なら受け入れてもいいけれど、人手の都合でこれ以上受け入れると回らないかもしれないという理由で75%に抑えているかもしれない。もっと言えば、年末年始等の繁忙期に可能かどうかわかりませんが、ある一定期間だけは入所者を受け入れる体制を増やすといった、上限を増やしてもよいとした方が、よほど無駄が少なく必要なものを賄って市民の負担は減ると思います。建物を増やすと人材を奪い合うことになると思います。

牛田委員：今の御意見についての考え方、75%の稼働率への分析など、お聞きできればと思います。

事務局：御指摘のことは大変よくわかります。そういった御意見があるということも十分承知しております。施設整備を市が考える際に、ゼロ整備、今期は整備をしないというところから考え始めました。市内の入所系施設の運営法人には来年度以降の第9期で施設整備を希望するところがあるかということも事前に確認しており、人材確保が見込めるためやりたいと手を挙げる法人もありました。75%の稼働率についても、特養の待機者数である574人に対する感覚を施設に尋ねたときに、人材確保についても率直な話を教えてほしいと聞いていますが、今のところ基準違反になるほど不足しているわけではないが、いい人が欲しいから常に募集を続けていて、なるべく今の職員を大事にして継続したいという話をいただいた施設が多くありました。そのことから、今すぐ入りたいという人が50人程いる中で、50床分は確保したいという思いと、人材確保を考慮して最低限の整備としてこの案をお示ししたところではあります。

大堀委員：苦しいのはよくわかりますしニーズがあって求めているということはわかります。ただ、どこも人手不足で回っていない現実を先に見ないと、建物を作ることで受け入れる場所を作るというのは本末転倒で、まず稼働率100%で順番待ちがあるから施設がもう一つある、と言うならみんな納得すると思いますが、そうではなくていろんな施設で人が足りなくて新しい



施設で人材を集めると、自分の施設から人が移ってしまうかもしれない、だったら岡崎市から職員が出向して対応する方がよほどすぐにできるのではないのでしょうか。

事務局：繰り返しになりますが、人材確保が大切であることは理解しています。介護に若い人が入って来ない状況を何とかするのは行政だけではどうにもならない状況もあり、事業者と連携しながらやっていく中で大切なのは、今いる職員をどう大切に定着してもらうことだと思います。特養については、実際の稼働率は90%以上です。施設によって事情はあるでしょうが、入所者調査を半年に1回行う中では90%を超えて稼働している現状があり、その中で法人として来年度以降整備をしたいという手が挙がっていることも踏まえて、1施設の整備を進めたいと考えています。

大堀委員：最後に一言言ってもいいのでしょうか。今いる人を定着させたいと思ったら、その人が働きやすい環境をつくらなければならない。早く抜けた方が楽だという状況を作ると抜けていきます。大変だけれど給料がいいという環境をつくる。休みたいときにシフトから抜けられる状況がそろった時に定着すると思います。やりがいがあっても、家のこと子どものことがあるので休みたいと言っても、その日は回らなくなってしまうと言われる環境では定着しない。それを起こそうとするのが新しい施設を作ることだと思います。もう一回よく考えた方がいいと思います。

牛田会長：今の御意見については他の委員からも追加の意見などあるかと思いますが、1点お伝えしたいのは今一度しっかりと、県内他市でもいろんな検討をされていると思います。その中で地域密着の特養を29名で新たに作った時に、すぐに人材をそろえて満床状態で開所できているかどうか、開所できているならその仕組みを学んで、こういう形で岡崎市としてはニーズがあるのでこういうプランをとる部分ですとか、そのあたりの部分に十分な検討がなければ委員からの御意見、箱は作ったけれど稼働できなかつたとなると、待機者も入れない状況になると思います。今月はスタッフが集まっていないので開所できません、じゃあいつになれば、となってしまうと、今の御意見が説得力を増してしまうと思います。非常に苦しい、委員側も難しい立ち位置であることは配慮されての御意見だと思います。貴重な税金を使って今後を考えることに向き合っただけの御意見であるということで、こういう形でしていきたいということをお願いできればと思います。それでは次の議題に進みますが、ぜひ根拠資料等調査していただきながら進めていただければと思います。

(5) 介護保険料の所得段階設定について【介護保険課保険料係より資料5に基づき説明】

【主な意見・質疑応答】

牧野委員：負担率というのは記載されているのでわかりますが、人数などはどうなっているのでしょうか。

事務局：段階別の負担率について人数の割合によるものなのか、負担率がどう決められていくのかということでしょうか。

牧野委員：16段階になるという構想ですが、16段階の世帯数というか、人数はどういう形になっているかをお聞きしたかったものです。

事務局：現在の推計によるものですが、16段階にした場合の令和6年度の段階ごとの被保険者数の割合ですが、第1段階11.6%、2段階7.5%、第3段階6.9%、第4段階11.7%、第5段階16.0%、第6段階14.0%、第7段階15.8%、第8段階8.5%、第9段階2.7%、第10段階1.4%、第11段階が0.8%、第12～14が0.5%、第15段階0.7%、第16段階0.8%という分布です。

牛田会長：牧野委員が御意見されたかったのは、細分化されるのはわかるがそこがどういう割合でどこが多いのかということ把握できるといいということだったと思います。

牧野委員：そのとおりです。いろんな側面を考えてこのような16段階にされているのはわかりますので、最終的な保険料収益は大きな問題になると考えます。細分化したことでかなりの減収になるといろんなことへのケアが難しくならないかと考えました。どの段階が一番多いのかと言ったことは興味深く思いました。

永井委員：確認ですが、合計所得金額は世帯合計でしょうか。

事務局：世帯ごとではなく本人の前年の合計所得になります。

山内委員：質問ですが、上限の1,500万円については基準があるのでしょうか。たくさん収入のある人からはもっともらってもいいと思います。

事務局：他の中核市の状況を観ると、1,500万円、2,000万円とくぎって、最高で基準額の3倍の設定をしている自治体もありますが、人数の割合で見ると、ちょうどよいというか、バランスがよいと思われたことと、あまり段階を多くしすぎるのもどうかということで、第8期から2段階増やすということにしました。1,500万円についても、1,000～1,500万円と1,500万円以上の割合が同じくらいだったため、このような設定にしました。

山内委員：所得が低い人が少ないのはわかりますが、多くもらっている人からはもっと払ってもらってもいいのかなと思いました。

牛田会長：今の部分も今後の御意見として考えていく必要があると思います。所得の部分は市によってもずいぶん変わってくところがあり、5,000万以上の人がかなりいるところもあればそうでないところもあると思います。ぜひ御検討をお願いします。複数の議題がある中で活発な御意見をいただいたことを感謝します。以上を持ちまして本日予定していた議事は終了となります。議事進行に御協力いただきありがとうございます。今日一番活発な

御意見があったのは人材確保という部分だったかと思います。人材確保について見込めれば箱モノの話もそこまでではと言うところで、実際の所を実践されている現場に直面されている委員ならではの御意見だったと思います。会議の場では実際の所をお伝えいただきながら検討していくということでお願いしたいと思います。最後に資料1の46ページで教育機関へ介護職員を派遣するところでイメージアップを考えていくというのはもちろんいいと思いますが、もう一つ私自身が養成校の教員をしているからこそですが、教育機関で活躍している学生、これから飛び立とうとしている人材にスポットを当てながら充実を図っていくのも一つかと考えた次第です。より良い方向を皆様で検討していきたいと思います。本日は以上となります。